

非訟事件手続に関する検討事項(5)

第1 専門的な知見を要する事件における審理の充実・迅速化

専門的な知見を要する事件の審理を充実・迅速化するために、例えば、次のような手当てをすることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、必要があると認めるときは、専門的な知見を有する者から意見を聴くことができるものとする。この場合において、専門的な知見を有する者は、書面により又は当事者が立ち会うことができる期日において口頭で意見を述べなければならないものとする。
- ② 裁判所は、専門的な知見を有する者に事実の探知をさせることができるものとする。
- ③ ①により意見を述べ又は②により事実の探知をする専門的な知見を有する者は、事件ごとに裁判所が指定するものとする。

(補足説明)

非訟事件の中には、特殊な専門的な知見を要する事件がある。このような事件の審理を充実させ、迅速なものとするためには、何らかの形で専門家により裁判官の知見を補わせたり、専門的な知見を生かして必要な調査を行わせたりする必要がある(例えば、いわゆる会社非訟事件では、会計についての専門的な知見を補うことが必要な場合がある。)

現行法の下においても、裁判所は、事実の探知として専門家から意見を聴くことができる。しかしながら、現状では、これを活用することが困難であるとの意見もあり、その原因の一つとしては、事件ごとに適切な専門家を見出すことが難しいことが考えられる。また、現行法の下では、専門家自身に必要な事実の探知をゆだねることは許されていない。

そこで、ここでは、裁判官の知見を補うとともに、専門的な知見を生かして必要な調査を行うことのできる専門家を予め確保しておき、事件ごとに適切な者を指定する制度を導入するため、例えば、本文のような規律を設けるものとする 것을検討することについて提案している。

また、仮に、本文のような規律を設ける場合には、除外等の規律について必要な

手当てを施す必要がある。

(参考)

これまでに専門的な知見を補うために、個別的に専門家の手続関与を定めているものとしては、借地非訟事件や労働審判事件などがある。

(参照条文)

- 借地借家法第44条 鑑定委員会は、三人以上の委員で組織する。
 - 2 鑑定委員は、次に掲げる者の中から、事件ごとに、裁判所が指定する。ただし、特に必要があるときは、それ以外の者の中から指定することを妨げない。
 - 一 地方裁判所が特別の知識経験を有する者その他適当な者の中から毎年あらかじめ選任した者
 - 二 当事者が合意によって選定した者
 - 3 鑑定委員には、最高裁判所規則で定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。
- 労働審判法第9条 労働審判員は、この法律の定めるところにより、労働審判委員会が行う労働審判手続に関与し、中立かつ公正な立場において、労働審判事件を処理するために必要な職務を行う。
 - 2 労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。
 - 3 労働審判員は、非常勤とし、前項に規定するもののほか、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
 - 4 労働審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第2 当事者照会制度

例えば、次のような規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

当事者は、事件の係属中、他方の当事者に対し、裁判資料の提出を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- a 具体的又は個別的でない照会
- b 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- c 既にした照会と重複する照会
- d 意見を求める照会
- e 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- f 証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

(補足説明)

民事訴訟においては、平成8年の新民訴法制定の際に、当事者が主張又は立証を準備するに当たって他方の当事者から事件に関する情報を入手するために当事者照

会制度を設けた。職権探知主義がとられている非訟事件手続においても、当事者が自ら裁判資料を提出することは予定されていることから、これらについて準備するために必要な事項について他方の当事者から事件に関する情報を入手することも必要であるとの意見も考えられる。

そこで、ここでは、民事訴訟法第163条を参考に、本文のとおり当事者照会制度について検討することを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第163条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 具体的又は個別的でない照会
 - 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
 - 三 既にした照会と重複する照会
 - 四 意見を求める照会
 - 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
 - 六 第九十六条又は第九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会